

改 定 後 (R7.2)	現 行 (R6.7)
「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」全般 ○「特例監理技術者」から「専任特例２号」とする。 ○建設業法施行令の一部改正（令和７年２月１日施行）により、主任技術者等の配置要件について、下記のとおり、金額を見直すこととする。 １ 主任技術者等の配置要件 工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金額について、建築一式工事以外の建設工事は４，０００万円から４，５００万円に、建築一式工事は８，０００万円から９，０００万円に、それぞれ引き上げ。 ２ 監理技術者の配置要件 監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金額の下限について、建築一式工事以外の建設工事は４，５００万円から５，０００万円に、建築一式工事は７，０００万円から８，０００万円に、それぞれ引き上げ。 ３ 特定専門工事における下請負人の主任技術者の配置要件 下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができる特定専門工事の下請代金額の上限について、４，０００万円から４，５００万円に引き上げ。	「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」全般 ○建設業法施行令の一部改正（令和６年１２月１３日施行）による「特例監理技術者」を左記のとおり読み替えることとする。 ○建設業法施行令の一部改正（令和７年２月１日施行）により、主任技術者等の配置要件について、左記のとおり、金額を見直すこととする。

改 定 後 (R7.2)	現 行 (R6.7)
4 主任技術者等に必要となる資格等 (3) 監理技術者補佐 政令では、監理技術者補佐は業法 15 条第 2 号イ、ロ又はハに準ずる者として、主任技術者の資格を有する者（業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定（建設業法による技術検定をいう。以下同じ。）の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者と規定している。 なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。 ただし、建設工事の種類が、機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は監理技術者の資格を有する者に限る。	4 主任技術者等に必要となる資格等 (3) 監理技術者補佐 政令では、監理技術者補佐は業法 15 条第 2 号イ、ロ又はハに準ずる者として、主任技術者の資格を有する者（業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定（建設業法による技術検定をいう。以下同じ。）の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者と規定している。 なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。

改 定 後 (R7.2)

4 主任技術者等に必要となる資格等

(4) 早見表

①土木一式工事における技術者、現場代理人の資格者要件等早見表

		当初請負対象金額 < 45		45 ≦ 当初請負対象金額 < 90	90 ≦ 当初請負対象金額		
		請負代金額 < 44.45	44.45 ≦ 請負代金額				
資格要件		下請額 < 45.50	45.50 ≦ 下請額	下請額 < 45.50	45.50 ≦ 下請額	下請額 < 45.50	45.50 ≦ 下請額
技 術 者	監理技術者		専任のこと		専任のこと		専任のこと
	(※5) 補佐監理技術者						
	監理技術者資格証の交付を受けたもの (※3)		当該工事現場ごとに専任のこと		当該工事現場ごとに専任のこと		当該工事現場ごとに専任のこと
	1級技士補であって、主任技術者要件を満たす者 もしくは、 監理技術者要件を満たす者						
	1級施工管理技士等の資格者 2級施工管理技士等の資格者						
主任技術者	10年以上の実務経験、 もしくは、 指定学科を卒業後に、 ①高等学校5年以上 ②高等専門学校3年以上 ③大学3年以上 の実務経験を持つ者 もしくは、 ①1級1次検定合格後に3年以上 (※6) ②2級1次検定合格後に5年以上 (※6) または、登録基幹技能者 (※4)	専任は問わない	専任のこと	不可	不可	不可	不可
	(※1) 低技術者札	上記主任資格者要件に同じ					
現場代理人		なし					
		原則、常駐のこと (ただし、兼務要件を満たす場合に限り兼務を例外的に認める。)					

現 行(R6.7)

4 主任技術者等に必要となる資格等

(4) 早見表

①土木一式工事における技術者、現場代理人の資格者要件等早見表

			当初請負対象金額 < 45		45 ≦ 当初請負対象金額 < 90		90 ≦ 当初請負対象金額						
			請負代金額 < 40	40 ≦ 請負代金額	45 ≦ 当初請負対象金額 < 90	45 ≦ 当初請負対象金額 < 90	90 ≦ 当初請負対象金額	90 ≦ 当初請負対象金額					
資格要件			下請額 < 45	45 ≦ 下請額	下請額 < 45	45 ≦ 下請額	下請額 < 45	45 ≦ 下請額					
技 術 者	監理技術者	監理技術者資格証の交付を受けたもの (※3)		専任のこと		専任のこと		専任のこと					
	(※5) 補監理技術者	1級技士補であって、主任技術者要件を満たす者 もしくは、 監理技術者要件を満たす者											
	主任技術者	1級施工管理技士等の資格者	専任は問わない	専任のこと	不可	不可	不可	不可					
		2級施工管理技士等の資格者											
		10年以上の実務経験、 もしくは、 指定学科を卒業後に、 ①高等学校 5年以上 ②高等専門学校 3年以上 ③大学 3年以上 の実務経験を持つ者 もしくは、 ①1級1次検定合格後に3年以上 (※6) ②2級1次検定合格後に5年以上 (※6) または、登録基幹技能者 (※4)											
現場代理人	(※1) 技術入札者	上記主任資格者要件に同じ	専任のこと (技術者、現場代理人との兼務不可)										
	なし	原則、常駐のこと (ただし、兼務要件を満たす場合に限り兼務を例外的に認める。)											

改 定 後 (R7.2)						現 行 (R6.7)							
② <u>建築一式工事</u> における配置予定技術者の運用基準						② <u>建築一式工事</u> における配置予定技術者の運用基準							
設計金額	請負金額	下請（予定）金額（総計）			低入札技術者	現場代理人	設計金額	請負金額	下請（予定）金額（総計）			低入札技術者	現場代理人
		78千円以上		78千円未満					7千円以上		7千円未満		
		監理技術者	監理技術者補佐	主任技術者					監理技術者	監理技術者補佐	主任技術者		
3千円以上	89千円以上	専 任 ・配置技術者の資格 (1)の「イ及びホ」または「ハ及びホ」	専 任 ・配置技術者の資格 (次のいずれか) 1級技士補であって、主任技術者要件を満たす者または監理技術者要件を満たす者 ※当該工事現場ごとに専任のこと	専 任 ・配置技術者の資格 (次のいずれか) (1)のイ、ロ、ハ、ニまたはホ	専 任 ・配置技術者の資格 (次のいずれか) (1)のイ、ロ、ハ、ニまたはホ ・資格要件なし	3千円以上	8千円以上	専 任 ・配置技術者の資格 (1)の「イ及びホ」または「ハ及びホ」	専 任 ・配置技術者の資格 (次のいずれか) 1級技士補であって、主任技術者要件を満たす者または監理技術者要件を満たす者 ※当該工事現場ごとに専任のこと	専 任 ・配置技術者の資格 (次のいずれか) (1)のイ、ロ、ハ、ニまたはホ	専 任 ・配置技術者の資格 (次のいずれか) (1)のイ、ロ、ハ、ニまたはホ ・資格要件なし		
	89千円未満	・配置技術者の資格 (1)の「イ及びホ」または「ハ及びホ」		・配置技術者の資格 (次のいずれか) (1)のイ、ロ、ハ、ニ、ホまたはヘ				・配置技術者の資格 主任技術者に同じ	・配置技術者の資格 (1)の「イ及びホ」または「ハ及びホ」		・配置技術者の資格 (1)のイ、ロ、ハ、ニ、ホまたはヘ	・配置技術者の資格 主任技術者に同じ	

改 定 後 (R7.2)	現 行 (R6.7)
6 受注者と現場代理人等との雇用関係 (2) 雇用関係の確認 受注者との雇用関係の確認は、直接的な雇用関係について、原則として、次の書類により行うものとする。ただし、現場代理人については、請負対象金額が 200 万円未満の工事は、監督員が特に必要と判断した場合に提示を求めるものとする。 また、恒常的な雇用関係の確認は、提示された健康保険被保険者証、被保険者標準報酬決定通知書又は雇用保険被保険者証により、被保険者証の交付年月日（就職年月日）を基準に確認するほか、直接的な雇用関係を確認した書類に加えて、恒常的な勤務実態を証明する賃金台帳、出勤簿等の提示により行ってもよい。いずれの場合においても、受注者が自ら雇用関係を証明する必要があるため、審査担当者として疑義が生じた場合は、確認できる資料の追加提示を求めることができるものとする。 なお、令和 6 年 1 2 月 2 日以降も有効期限前の健康保険被保険者証を確認書類として用いることも可能とする。	6 受注者と現場代理人等との雇用関係 (2) 雇用関係の確認 受注者との雇用関係の確認は、直接的な雇用関係について、原則として、次の書類により行うものとする。ただし、現場代理人については、請負対象金額が 200 万円未満の工事は、監督員が特に必要と判断した場合に提示を求めるものとする。 また、恒常的な雇用関係の確認は、提示された健康保険被保険者証、被保険者標準報酬決定通知書又は雇用保険被保険者証により、被保険者証の交付年月日（就職年月日）を基準に確認するほか、直接的な雇用関係を確認した書類に加えて、恒常的な勤務実態を証明する賃金台帳、出勤簿等の提示により行ってもよい。いずれの場合においても、受注者が自ら雇用関係を証明する必要があるため、審査担当者として疑義が生じた場合は、確認できる資料の追加提示を求めることができるものとする。

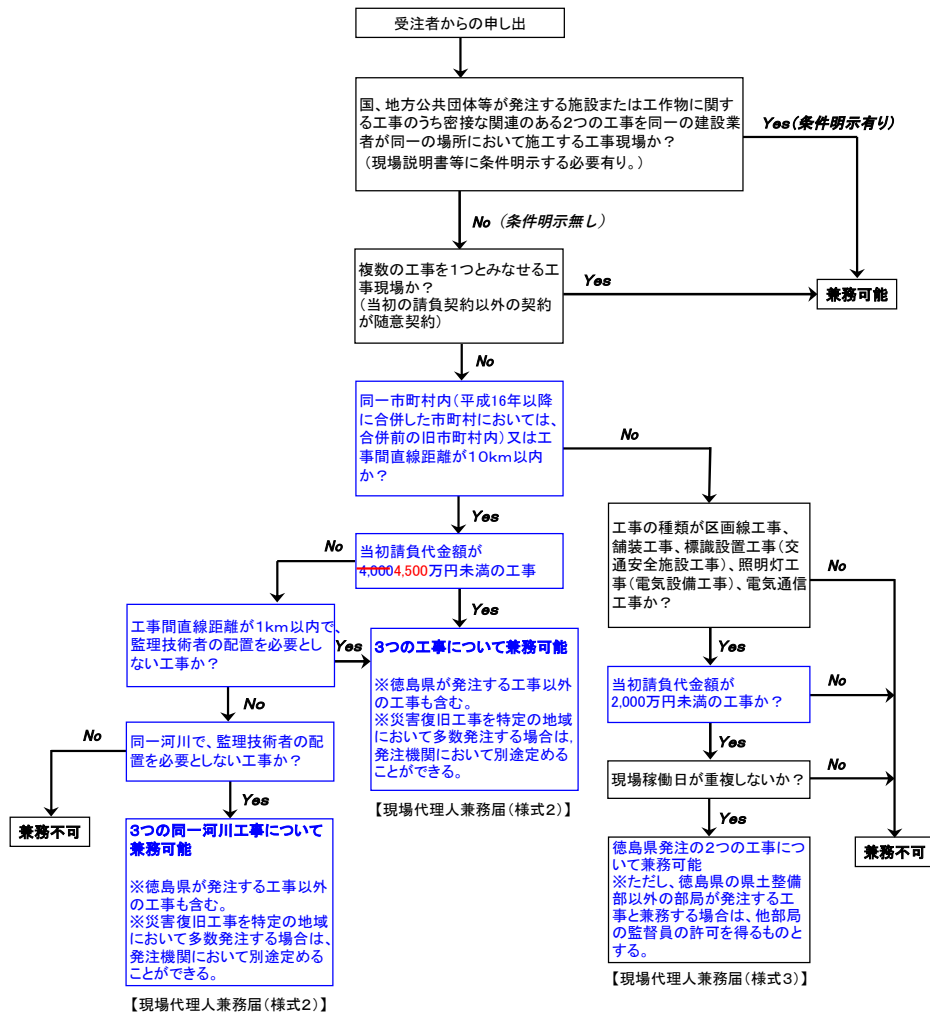
改 定 後 (R7.2)	現 行 (R6.7)
8 主任技術者等の専任 (2) 専任すべき期間 <u>受注者が、主任技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となる。ただし、契約期間中にあっても次に掲げる期間については、原則として、工事現場への専任を要しないものとして取り扱うものとする（落札候補者となっている時点で他の工事に主任技術者等又は現場代理人として従事している場合及び検査が契約工期後となる場合の取扱いは、21 参考資料（P88）を参照）。</u> <u>なお、次のいずれの場合にあっても専任を要しない期間が、発注者と受注者との間で設計図書等の書面により明確となっていることが必要である。</u> <u>ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間</u> <u>イ 約款第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間</u> <u>ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間</u> <u>エ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日含む）も専任を要しない）。</u>	8 主任技術者等の専任 (2) 専任すべき期間 <u>受注者が、主任技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となる。ただし、契約期間中にあっても次に掲げる期間については、原則として、工事現場への専任を要しないものとして取り扱うものとする（落札候補者となっている時点で他の工事に主任技術者等又は現場代理人として従事している場合及び検査が契約工期後となる場合の取扱いは、21 参考資料（P88）を参照）。</u> <u>なお、次のいずれの場合にあっても専任を要しない期間が、発注者と受注者との間で設計図書等の書面により明確となっていることが必要である。</u> <u>ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間</u> <u>イ 約款第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間</u> <u>ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間</u> <u>エ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続、後片付け等のみが残っている期間</u>

改 定 後 (R7.2)	現 行 (R6.7)
1 0 現場代理人の工事現場の兼務 <u>(1) 常駐義務を緩和可能な工事現場の場合（当面の運用）</u> <u>ア 兼務の要件</u> (イ) 当初請負代金額が4,0004,500万円未満の工事 ※：兼務する全ての工事が、「災害復旧」や「防災・減災、国土強靱化」のため、同一河川で実施する河川工事又は工事間直線距離が1k m以内の工事に限り、請負代金額の上限額の適用を除外することができる。ただし、監理技術者の配置を要する工事を除く。 (ウ) 令和67年52月1日以降に入札公告又は指名通知する工事 ※兼務する他工事の契約時期は問わない。	1 0 現場代理人の工事現場の兼務 <u>(1) 常駐義務を緩和可能な工事現場の場合（当面の運用）</u> <u>ア 兼務の要件</u> (イ) 当初請負代金額が4,000万円未満の工事 ※：兼務する全ての工事が、「災害復旧」や「防災・減災、国土強靱化」のため、同一河川で実施する河川工事又は工事間直線距離が1k m以内の工事に限り、請負代金額の上限額の適用を除外することができる。ただし、監理技術者の配置を要する工事を除く。 (ウ) 令和6年5月1日以降に入札公告又は指名通知する工事 ※兼務する他工事の契約時期は問わない。

改 定 後 (R7.2)

10 現場代理人の工事現場の兼務

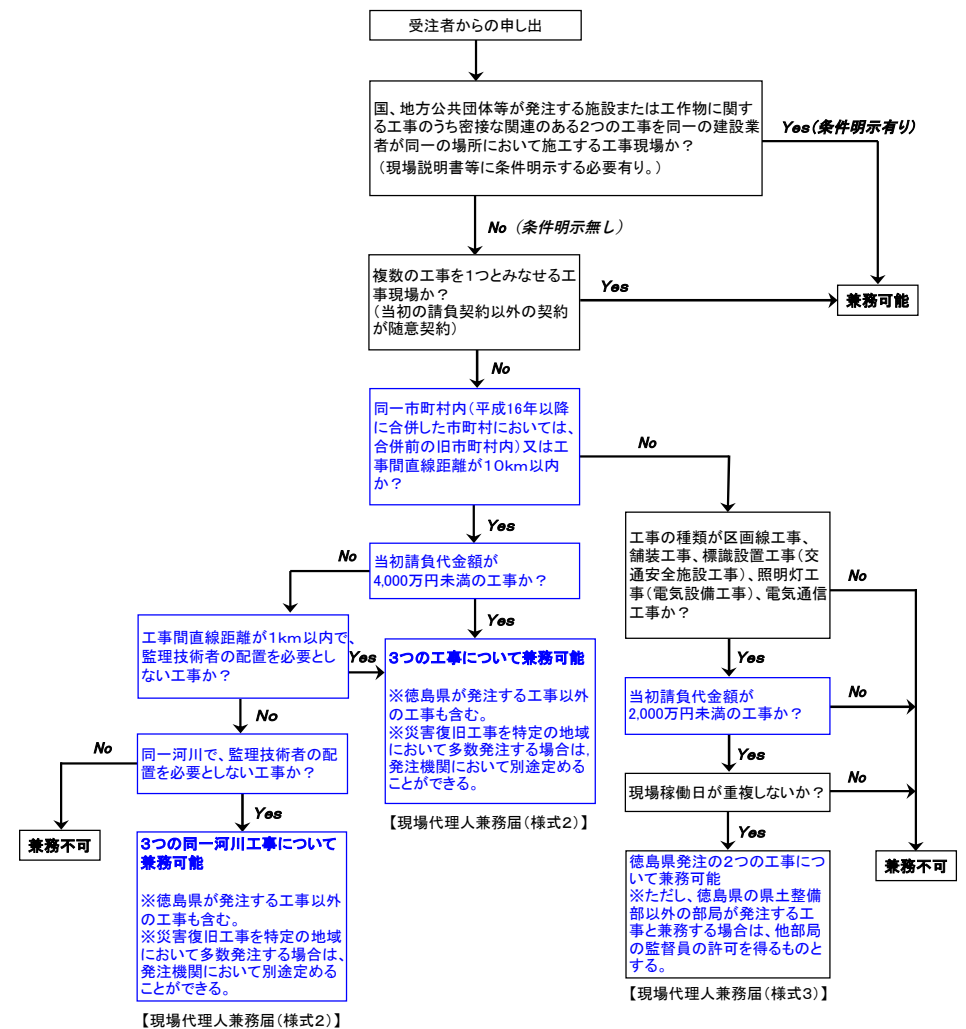
(3) フロー図（現場代理人の工事現場の兼務）（当面の運用）



現 行 (R6.7)

10 現場代理人の工事現場の兼務

(3) フロー図（現場代理人の工事現場の兼務）（当面の運用）



1 1 専任を要する技術者の工事現場の兼務

(2) 監理技術者等の専任義務の合理化【専任特例 1 号】※技40、※技41

請け負った建設工事の請負代金の額が一定金額以上の場合には、主任技術者又は監理技術者は専任で置くことが求められているが、業法第 26 条第 3 項ただし書においてその特例が設けられており、同項ただし書による場合を「専任特例」、同項第一号による場合を「専任特例 1 号」とし、次の要件を全て満たす場合は、専任の主任技術者又は監理技術者の兼務を認めるものとする。なお、専任特例 1 号は、下請け企業が配置する主任技術者についても適用が可能である。

ア 兼務の要件

監理技術者制度運用マニュアル（抜粋）

三 監理技術者等の工事現場における専任

(2) 主任技術者又は監理技術者の専任の特例

① 専任特例 1 号については、主任技術者又は監理技術者は、専任を要する工事を兼務できることとされており、適用にあたっては、以下の全ての要件に適合しなければならない。なお、専任特例 1 号は、下請け企業が配置する主任技術者についても適用が可能である。

- 1) 各建設工事の請負代金の額が、1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること（令第二十八条）。なお、工事途中において、請負代金の額が 1 億円（建築一式工事の場合は 2 億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- 2) 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね 2 時間以内であること。（省令第十七条の二第一項第一号）なお、左記の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。
- 3) 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が 3 を超えていないこと。（省令第十七条の二第一項第二号）なお、工事途中において、下請次数が 3 を超えた場合には、それ以降は専任特例は活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- 4) 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための

者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し 1 年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。（省令十七條の二第一項第三号）

連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。また 1 つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。

連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が 2 つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことを想定している。

連絡員に必要な実務の経験として認められる内容は、法七条第二号に記載の営業所技術者（主任技術者）の実務の経験として認められる経験の考え方と同じでよい。連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意が必要である。

1 1 専任を要する技術者の工事現場の兼務
新規追加項目

改 定 後 (R7.2)	現 行 (R6.7)
5) 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。(省令十七条の二第一項第四号) なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。 6) 当該建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は、法二十八条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能である。(省令十七条の二第一項第五号、第二項) イ 当該建設業者の名称及び所在地 ロ 主任技術者又は監理技術者の氏名 ハ 主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第三十二条第一項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績 ニ 各建設工事に係る次の事項 （イ）当該建設工事の名称及び工事現場の所在地 （ロ）当該建設工事の内容（法別表 1 上段の建設工事の種類） （ハ）当該建設工事の請負代金の額 （ニ）工事現場間の移動時間 （ホ）下請次数 （ヘ）連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載） （ト）施工体制を把握するための情報通信技術 （チ）現場状況を把握するための情報通信機器 7) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。(省令十七条の三) なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。そのため、左記を満足できれば、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システムでも差し支えない。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。 8) 兼務する建設工事の数は、2 を超えないこと。(令第三十条) なお、「専任特例 1 号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、2) ～ 7) の要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が 2 を超えてはならない。 ※専任特例 1 号の要件については、建設業法の目的である「適正な施工を確保し発注者を保護する」ことを前提にしつつ、担い手確保や生産性向上、あるいはDX技術の進展など、現状の建設業を取り巻く環境及び状況を踏まえ、その規定内容の水準を設定したもの。	

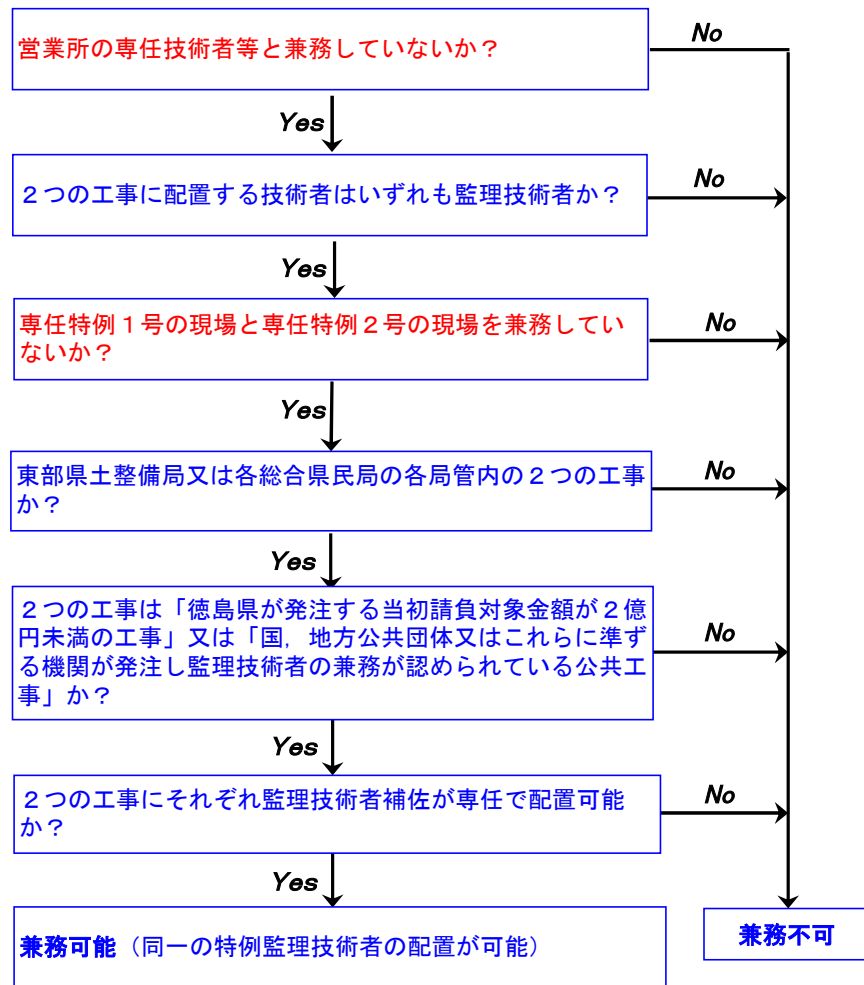
改 定 後 (R7.2)	現 行 (R6.7)
<u>イ 兼務の手続き</u> (ア)受注者は、総合評価落札方式の場合には落札候補者となった時点で「人員の配置を示す計画書」を契約事務担当者へ、その他の場合は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に同計画書を監督員へ提出し、確認を受けなければならない。(20 様式集参照)(P〇〇) (イ)受注者は、発注者に「人員の配置を示す計画書」を提出するまでに、兼務する他工事の監督員等に対しても、「人員の配置を示す計画書」を提出し確認を受けなければならない。 <u>ウ 留意事項</u> 同一の監理技術者又は主任技術者が、専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼務することはできない。 業法 第二十六条（主任技術者及び監理技術者の設置等） 3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、次に掲げる主任技術者又は監理技術者については、この限りでない。	

改 定 後 (R7.2)	現 行 (R6.7)
1 1 専任を要する技術者の工事現場の兼務 <u>(2) (3) 同一の監理技術者が管理できる工事現場の場合（当面の運用）</u> 業法第 26 条第 3 項には、「監理技術者は工事現場ごとに専任の者でなければならない。ただし、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。」と規定されているが、専任特例 2 号については、監理技術者は専任を要する工事を兼務できることとされており、当面の間、次の要件を全て満たす場合は、専任特例 2 号の配置（監理技術者の兼務）を認めるものとする。 <u>ウ 留意事項</u> 専任特例 2 号と監理技術者補佐の配置状況は、適切にコリンズへの登録を行うこと。 同一の監理技術者が、専任特例 1 号を活用した工事現場と専任特例 2 号を活用した工事現場を兼務することはできない。	1 1 専任を要する技術者の工事現場の兼務 <u>(2) 同一の監理技術者が管理できる工事現場の場合（当面の運用）</u> 業法第 26 条第 3 項には、「監理技術者は工事現場ごとに専任の者でなければならない。ただし、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。」と規定されているが、<u>当面の間、次の要件を全て満たす場合は、特例監理技術者の配置（監理技術者の兼務）を認めるものとする。</u> <u>ウ 留意事項</u> <u>特例監理技術者と監理技術者補佐の配置状況は、適切にコリンズへの登録を行うこと。</u>

1 1 専任を要する技術者の工事現場の兼務

(2) 同一の監理技術者が管理できる工事現場の場合 (当面の運用)

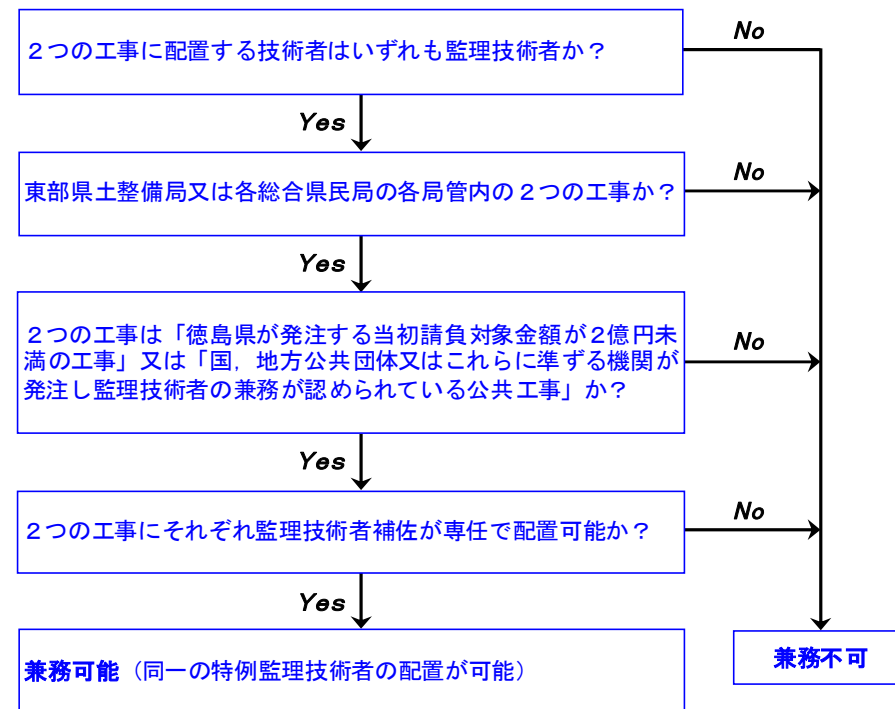
エ フロー図



1 1 専任を要する技術者の工事現場の兼務

(2) 同一の監理技術者が管理できる工事現場の場合 (当面の運用)

エ フロー図



改 定 後 (R7.2)	現 行 (R6.7)
1 1 専任を要する技術者の工事現場の兼務 <u>(3)(4) 複数の工事を 1 つとみなせる工事現場の場合</u> <u>ア 適用</u> (ア) 複数の工事の下請金額の合計が 5, 000 万円 (建築一式工事の場合は 8, 000 万円) 以上となる場合は特定建設業の許可が必要であり、工事現場に監理技術者を配置しなければならない。 (イ) 複数の工事に係る請負代金額の合計が 4, 500 万円 (建築一式工事の場合は 9, 000 万円) 以上となる場合は、主任技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。 (専任特例の場合を除く)	1 1 専任を要する技術者の工事現場の兼務 <u>(3) 複数の工事を 1 つとみなせる工事現場の場合</u> <u>ア 適用</u> (ア) 複数の工事の下請金額の合計が 4, 500 万円 (建築一式工事の場合は 7, 000 万円) 以上となる場合は特定建設業の許可が必要であり、工事現場に監理技術者を配置しなければならない。 (イ) 複数の工事に係る請負代金額の合計が 4, 000 万円 (建築一式工事の場合は 8, 000 万円) 以上となる場合は、主任技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。

改 定 後 (R7.2)	現 行 (R6.7)
1 3 営業所の専任技術者又は経營業務の管理責任者と主任技術者等との兼務 「営業所の専任技術者」は、請負契約の締結に当たり技術的なサポート（工法の検討、注文者への技術的な説明、積算見積等）を行うことがその職務であるため所属する営業所に常勤※していることが原則である。また、「経營業務の管理責任者」は、建設業に係る経營業務の管理を適正に行うことがその職務であり、常勤役員等（法人である場合においてはその役員のうち常勤であるものをいう。）でなければならない。従って、<u>営業所の専任技術者又は経營業務管理責任者（以下「営業所の専任技術者等」という。）と現場代理人及び主任技術者等とは兼務することができない。</u>ただし、特例として、次の要件を全て満たす場合、現場における専任を要しない主任技術者と兼務することができる。<u>が、以下の各建設工事について要件を満たす場合は、営業所の専任技術者等と主任技術者又は監理技術者を兼務することができる。ただし、専任特例を活用する場合を除く。また、1)～3)の併用はできない。</u> 現場代理人を含めた兼務については、21 参考資料（P〇〇）を参照。 ※テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。）を行う場合を含む。 ア 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。 イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の専任技術者等の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、ICTの活用により、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。 ウ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 エ 当該工事の専任を要しない主任技術者であること。 この要件のうち、イについては営業所と工事現場の物理的な距離とともに、それぞれ果たすべき職務を質的・量的・時間的に比較考慮のうえ、実質的に従事しうる程度であるか否か適切に判断することが必要である。	1 3 営業所の専任技術者又は経營業務の管理責任者と主任技術者等との兼務 「営業所の専任技術者」は、請負契約の締結に当たり技術的なサポート（工法の検討、注文者への技術的な説明、積算見積等）を行うことがその職務であるため所属する営業所に常勤※していることが原則である。また、「経營業務の管理責任者」は、建設業に係る経營業務の管理を適正に行うことがその職務であり、常勤役員等（法人である場合においてはその役員のうち常勤であるものをいう。）でなければならない。従って、<u>営業所の専任技術者又は経營業務管理責任者（以下「営業所の専任技術者等」という。）と現場代理人及び主任技術者等とは兼務することができない。</u><u>ただし、特例として、次の要件を全て満たす場合、現場における専任を要しない主任技術者と兼務することができる。</u> 現場代理人を含めた兼務については、21 参考資料（P94）を参照。 ※テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。）を行う場合を含む。 <u>ア 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。</u> <u>イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の専任技術者等の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、ICTの活用により、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。</u> <u>ウ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。</u> <u>エ 当該工事の専任を要しない主任技術者であること。</u> この要件のうち、イについては営業所と工事現場の物理的な距離とともに、それぞれ果たすべき職務を質的・量的・時間的に比較考慮のうえ、実質的に従事しうる程度であるか否か適切に判断することが必要である。

1) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事
以下の全てを満たすことが必要。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 兼ねる工事現場の数が1以下であること。

ウ 専任特例1号の兼務の要件1)～7)を満たしていること。なお、
2)について、「他の建設工事現場から当該工事現場」とあるのは、
「営業所から当該工事現場」と読み替え、6)ロについては、所属する営業所の名称を加え、6)ニ(イ)については、当該建設工事に係る契約を締結した営業所の名称を加える。

エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

2) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事
(営業所と工事現場が近接している場合)。

以下の全てを満たすことが必要。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接していること。

ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

この要件のうち、イについては営業所と工事現場の物理的な距離とともに、それぞれ果たすべき職務を質的・量的・時間的に比較考慮のうえ、実質的に従事する程度であるか否か適切に判断することが必要である。

3) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事
(2)の場合以外)

1) の要件を全て満たすこと。

改 定 後 (R7.2)	現 行 (R6.7)
<u>イ 兼務の手続き</u> 受注者は、営業所の専任技術者等を工事現場の現場代理人に兼務配置させようとするときは、次の方法により手続きを行わなければならない。 (ア) 受注者は、営業所の専任技術者等と現場代理人を兼務させる予定の工事及び現場代理人の兼務となる他の工事の各主任監督員等と協議を行う。 (イ) 受注者は、協議の結果、発注者が営業所の専任技術者等と現場代理人の兼務が可能と認めた場合<u>次の書類を提出すること。</u>「現場代理人兼務届（様式2）」、並びに「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」に必要となる事項を記入し、兼務させる予定工事の発注者に提出する。（20 様式集参照）（P〇〇） <u>主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事</u> <u>1) の場合</u> ・ 人員の配置を示す計画書 ・ 現場代理人及び主任技術者等選任通知書 <u>主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事</u> <u>2) 3)</u> <u>の場合</u> ・ 現場代理人兼務届（様式2） ・ 現場代理人及び主任技術者等選任通知書	<u>イ 兼務の手続き</u> 受注者は、営業所の専任技術者等を工事現場の現場代理人に兼務配置させようとするときは、次の方法により手続きを行わなければならない。 (ア) 受注者は、営業所の専任技術者等と現場代理人を兼務させる予定の工事及び現場代理人の兼務となる他の工事の各主任監督員等と協議を行う。 (イ) 受注者は、協議の結果、発注者が営業所の専任技術者等と現場代理人の兼務が可能と認めた場合、「現場代理人兼務届（様式2）」並びに「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」に必要となる事項を記入し、兼務させる予定工事の発注者に提出する。

改 定 後 (R7.2)

現場代理人及び主任技術者等の兼務

Ⅰ 専任特例を活用しない場合

【適用表】

適用	位置関係	主な適用条件
1	同一場所	現場代理人の兼務の条件明示をした場合に限る。
2	近隣場所等	一体性が認められ、1つの工事とみなせる場合に限る。 当初工事以外の契約が随意契約の場合に限る。
3	同一旧市町村内 または工事間直線距離が10km以内	
4	同一庁舎管内(同一旧市町村内を除く)	
5	県内	当初請負額2,000万円未満の区画線工事等に限る。

【留意事項】

※兼務の取扱いにあたっては、必ず「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」を併せて参照のこと。

※営業所の専任技術者等と現場代理人及び主任技術者の兼務の取扱いについては、P〇〇参照のこと。

1 同一場所の工事の場合

2つの工事の現場代理人及び主任技術者を兼務できる。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ		兼務届
主任技術者	A	A	⇒	必要
現場代理人	A	A	⇒	必要

※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。

【適用条件】

- ・隣接する工事(庁舎を跨いで隣接する場合を含む)に限る。
- ・現場代理人の兼務について、あらかじめ現場説明書等により条件明示した場合に限る。
- ・請負代金額に関係なく適用できる。

【留意事項】

- ・1つでも監理技術者となる場合(下請総額5,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上))は、適用できない。

2 複数の工事を一つの工事とみなせる場合

複数の工事の現場代理人及び主任技術者(監理技術者)を兼務できる。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ(随契)	工事Ⅲ(随契)	……	兼務届
主任技術者 (監理技術者)	A	A	A	…… ⇒	不要
現場代理人	A	A	A	…… ⇒	不要

※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。

【適用条件】

- ・それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められ、複数の工事を1つの工事とみなせる場合に限る。
- ・当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。
- ・請負代金額に関係なく適用できる。

【留意事項】

- ・複数の工事の下請金額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上となる場合は、特定建設業の許可が必要であり、工事現場に監理技術者を配置しなければならない。
- ・複数の工事の請負代金額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)以上となる場合は、主任技術者(監理技術者)はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。

現 行 (R6.7)

現場代理人及び主任技術者等の兼務

【適用表】

適用	位置関係	主な適用条件
1	同一場所	現場代理人の兼務の条件明示をした場合に限る。
2	近隣場所等	一体性が認められ、1つの工事とみなせる場合に限る。 当初工事以外の契約が随意契約の場合に限る。
3	同一旧市町村内 または工事間直線距離が10km以内	
4	同一庁舎管内(同一旧市町村内を除く)	
5	県内	当初請負額2,000万円未満の区画線工事等に限る。

【留意事項】

※兼務の取扱いにあたっては、必ず「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」を併せて参照のこと。

※営業所の専任技術者等と現場代理人及び主任技術者の兼務の取扱いについては、P97参照のこと。

1 同一場所の工事の場合

2つの工事の現場代理人及び主任技術者を兼務できる。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ		兼務届
主任技術者	A	A	⇒	必要
現場代理人	A	A	⇒	必要

※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。

【適用条件】

- ・隣接する工事(庁舎を跨いで隣接する場合を含む)に限る。
- ・現場代理人の兼務について、あらかじめ現場説明書等により条件明示した場合に限る。
- ・請負代金額に関係なく適用できる。

【留意事項】

- ・1つでも監理技術者となる場合(下請総額4,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上))は、適用できない。

2 複数の工事を一つの工事とみなせる場合

複数の工事の現場代理人及び主任技術者(監理技術者)を兼務できる。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ(随契)	工事Ⅲ(随契)	……	兼務届
主任技術者 (監理技術者)	A	A	A	…… ⇒	不要
現場代理人	A	A	A	…… ⇒	不要

※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。

【適用条件】

- ・それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められ、複数の工事を1つの工事とみなせる場合に限る。
- ・当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。
- ・請負代金額に関係なく適用できる。

【留意事項】

- ・複数の工事の下請金額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上となる場合は、特定建設業の許可が必要であり、工事現場に監理技術者を配置しなければならない。
- ・複数の工事の請負代金額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上となる場合は、主任技術者(監理技術者)はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。

改 定 後 (R7.2)	現 行 (R6.7)																																														
II 専任特例を活用した場合の例 専任特例1号が兼務できる場合の例 【適用条件】 専任特例1号は、専任を要する工事を兼務することが可能であり、適用については、次の①～⑧の要件を全て満たさなければならない。(詳細はP21を参照) <table><tr><td>①</td><td>各建設工事の請負代金の額が1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)であること。 工事途中で1億円を超えた場合は主任技術者又は監理技術者(以下、技術者)を工事毎に専任で配置しなければならない。</td></tr><tr><td>②</td><td>工事現場間の距離が同一の技術者が一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場間の片道移動時間がおおむね2時間以内であること。</td></tr><tr><td>③</td><td>注文者から数えて下請次数が3次以内であること。 工事途中に下請次数が3次を超える場合は技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。</td></tr><tr><td>④</td><td>連絡員を工事現場に配置すること。</td></tr><tr><td>⑤</td><td>技術者が情報通信技術(CCUS等)を利用し、施工体制(遠隔から現場作業員の入退場)を確認できる措置を講じていること。</td></tr><tr><td>⑥</td><td>人員の配置を示す計画書(以下、配置計画書)を現場に備え置くこと。</td></tr><tr><td>⑦</td><td>映像及び音声の送受信が可能なWeb会議システム等の機器を設置していること。</td></tr><tr><td>⑧</td><td>工事現場の兼務数は2を超えないこと。</td></tr></table> 1 同一旧市町村内又は工事間直線距離が10km以内の工事の場合 【ケース1】 専任を要する工事を兼務する場合 <table><tr><td></td><td>工事Ⅰ</td><td>工事Ⅱ</td></tr><tr><td>請負代金額</td><td colspan="2">4,500万円以上1億円未満</td></tr><tr><td>専任特例1号</td><td>A</td><td>A</td></tr><tr><td>現場代理人</td><td>B</td><td>C</td></tr><tr><td>連絡員</td><td>B</td><td>C</td></tr></table> ※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。 【留意事項】 ・連絡員の配置要件については、必ず「11 専任を要する技術者の工事現場の兼務」を参照すること。 【ケース2】 専任を要しない工事と専任を要する工事を兼務する場合 <table><tr><td></td><td>工事Ⅰ(専任を要しない)</td><td>工事Ⅱ(専任を要する)</td></tr><tr><td>請負代金額</td><td colspan="2">4,500万円未満</td></tr><tr><td>専任特例1号</td><td>A</td><td>A</td></tr><tr><td>現場代理人</td><td>B</td><td>C</td></tr><tr><td>連絡員</td><td>B</td><td>C</td></tr></table> ※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。 【留意事項】 ・連絡員の配置要件については、必ず「11 専任を要する技術者の工事現場の兼務」を参照すること。 ・専任を要しない工事についても上記「適用条件」②～⑦を満たす必要がある。	①	各建設工事の請負代金の額が1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)であること。 工事途中で1億円を超えた場合は主任技術者又は監理技術者(以下、技術者)を工事毎に専任で配置しなければならない。	②	工事現場間の距離が同一の技術者が一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場間の片道移動時間がおおむね2時間以内であること。	③	注文者から数えて下請次数が3次以内であること。 工事途中に下請次数が3次を超える場合は技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。	④	連絡員を工事現場に配置すること。	⑤	技術者が情報通信技術(CCUS等)を利用し、施工体制(遠隔から現場作業員の入退場)を確認できる措置を講じていること。	⑥	人員の配置を示す計画書(以下、配置計画書)を現場に備え置くこと。	⑦	映像及び音声の送受信が可能なWeb会議システム等の機器を設置していること。	⑧	工事現場の兼務数は2を超えないこと。		工事Ⅰ	工事Ⅱ	請負代金額	4,500万円以上1億円未満		専任特例1号	A	A	現場代理人	B	C	連絡員	B	C		工事Ⅰ(専任を要しない)	工事Ⅱ(専任を要する)	請負代金額	4,500万円未満		専任特例1号	A	A	現場代理人	B	C	連絡員	B	C	新規追加
①	各建設工事の請負代金の額が1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)であること。 工事途中で1億円を超えた場合は主任技術者又は監理技術者(以下、技術者)を工事毎に専任で配置しなければならない。																																														
②	工事現場間の距離が同一の技術者が一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場間の片道移動時間がおおむね2時間以内であること。																																														
③	注文者から数えて下請次数が3次以内であること。 工事途中に下請次数が3次を超える場合は技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。																																														
④	連絡員を工事現場に配置すること。																																														
⑤	技術者が情報通信技術(CCUS等)を利用し、施工体制(遠隔から現場作業員の入退場)を確認できる措置を講じていること。																																														
⑥	人員の配置を示す計画書(以下、配置計画書)を現場に備え置くこと。																																														
⑦	映像及び音声の送受信が可能なWeb会議システム等の機器を設置していること。																																														
⑧	工事現場の兼務数は2を超えないこと。																																														
	工事Ⅰ	工事Ⅱ																																													
請負代金額	4,500万円以上1億円未満																																														
専任特例1号	A	A																																													
現場代理人	B	C																																													
連絡員	B	C																																													
	工事Ⅰ(専任を要しない)	工事Ⅱ(専任を要する)																																													
請負代金額	4,500万円未満																																														
専任特例1号	A	A																																													
現場代理人	B	C																																													
連絡員	B	C																																													

改 定 後 (R7.2)	現 行 (R6.7)															
2 同一庁舎管内(同一旧市町村内を除く)の工事の場合 現場代理人となっている者は、他工事の現場代理人及び主任技術者を兼務できない。 <table><tr><td></td><td>工事Ⅰ</td><td>工事Ⅱ</td></tr><tr><td>請負代金額</td><td colspan="2">4,500万円以上1億円未満</td></tr><tr><td>専任特例1号</td><td>A</td><td>A</td></tr><tr><td>現場代理人</td><td>B</td><td>C</td></tr><tr><td>連絡員</td><td>B</td><td>C</td></tr></table> ※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。 【留意事項】 ・連絡員の配置要件については、必ず「11 専任を要する技術者の工事現場の兼務」を参照すること。		工事Ⅰ	工事Ⅱ	請負代金額	4,500万円以上1億円未満		専任特例1号	A	A	現場代理人	B	C	連絡員	B	C	新規追加
	工事Ⅰ	工事Ⅱ														
請負代金額	4,500万円以上1億円未満															
専任特例1号	A	A														
現場代理人	B	C														
連絡員	B	C														

改定後 (R7.2)

監理技術者が兼務できる場合(専任特例2号)の例【当面の運用】

監理技術者は、2つの工事を兼務できる。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	⇒	兼務届
専任特例2号	A	A		必要
現場代理人	B	C		
監理技術者補佐	B	C		

※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。

【適用条件】

- ・東部県土整備局または各総合県民局の各局管内の2つの工事。
- ・徳島県が発注する当初請負対象金額が2億円未満の「工事」または「国、地方公共団体またはこれらに準ずる機関が発注し監理技術者の兼務が認められている公共工事」であること。
- ・低入札工事でないこと。
- ・監理技術者補佐を工事Ⅰ、工事Ⅱにそれぞれ専任で配置できること。等

【留意事項】

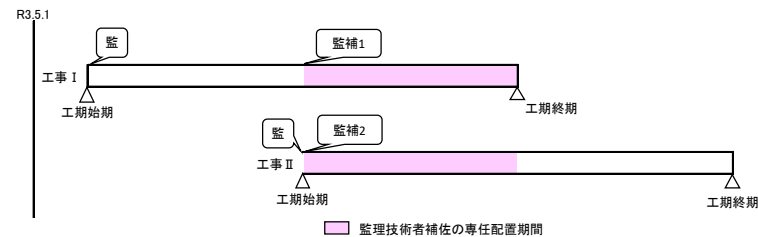
※特例監理技術者と現場代理人は兼任できない。

※同一の技術者が専任特例2号の現場と専任特例1号の現場を兼務することはできない。

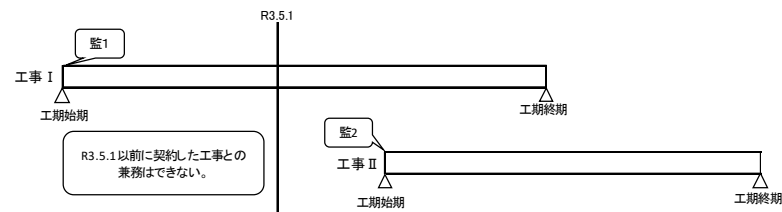
※兼務の取扱いにあたっては、必ず「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル11 専任を要する技術者の工事現場の兼務」を併せて参照

契約時期に応じたケースは、以下のとおりとする。(※適用条件は上記と同様)

【ケース1】監理技術者は、2つの工事を兼務できる。



【ケース2】監理技術者となっている者は、他工事の監理技術者を兼務できない。



現 行 (R6.7)

監理技術者が兼務できる場合(特例監理技術者)の例【当面の運用】

監理技術者は、2つの工事を兼務できる。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	⇒	兼務届
特例監理技術者	A	A		必要
現場代理人	B	C		
監理技術者補佐	B	C		

※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。

【適用条件】

- ・東部県土整備局または各総合県民局の各局管内の2つの工事
- ・「徳島県が発注する当初請負対象金額が2億円未満の工事」または「国、地方公共団体またはこれらに準ずる機関が発注し監理技術者の兼務が認められている公共工事」であること。
- ・低入札工事でないこと。
- ・監理技術者補佐を工事Ⅰ、工事Ⅱにそれぞれ専任で配置できること。等

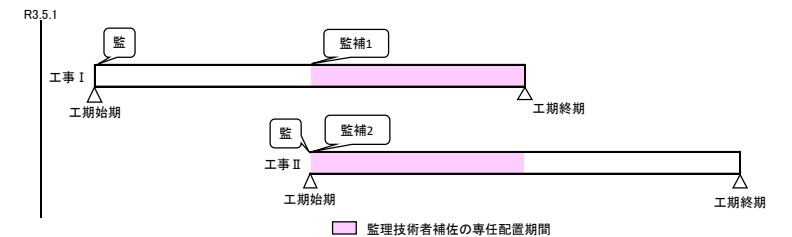
【留意事項】

※特例監理技術者と現場代理人は兼任できない。

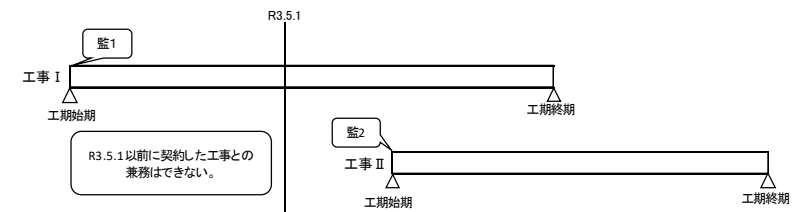
※兼務の取扱いにあたっては、必ず「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」を併せて参照のこと。

契約時期に応じたケースは、以下のとおりとする。(※適用条件は上記と同様)

【ケース1】監理技術者は、2つの工事を兼務できる。



【ケース2】監理技術者となっている者は、他工事の監理技術者を兼務できない。



営業所の専任技術者等と現場代理人及び主任技術者の兼務【当面の運用】

1 営業所の専任技術者等が1つの工事の専任を要する主任技術者又は監理技術者を兼務できる場合

	営業所	工事Ⅰ
請負代金額		1億円未満
営業所の専任技術者	A	
主任技術者又は監理技術者		A
現場代理人		B
連絡員		B

⇒

配置計画書
必要

※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。

【適用条件】

- ・専任特例1号の【適用条件】①～⑦を満たしていること
- ・当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- ・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

【留意事項】

- ・Aは営業所の選任技術者等と現場代理人の兼務要件より、現場代理人の兼務は不可である。
- ・連絡員の配置要件については、必ず「13 営業所の専任技術者又は経營業務の管理責任者と主任技術者等との兼務」を参照すること。
- ・下記「2営業所の専任技術者等が2つの工事の現場代理人及び専任を要しない主任技術者を兼務できる場合」との併用は不可。
- ・専任特例を活用する場合は適用不可。

新規追加

改 定 後 (R7.2)

2 営業所の専任技術者等が2つの工事の現場代理人及び専任を要しない主任技術者を兼務できる場合

	営業所	工事Ⅰ	工事Ⅱ
請負代金額		4,500万円未満	4,500万円未満
営業所の専任技術者	A		
主任技術者		A	A
現場代理人		A	A

※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。

⇒

兼務届
不要
必要※

⇒

※営業所の専任技術者等が、営業所と1つの工事の現場代理人を兼務する場合、兼務届は不要

【適用条件】

- ・営業所と工事現場が同一旧市町村内(※)または営業所と工事現場間の直線距離が10km以内の徳島県が発注する2つの工事
 - ※:平成16年以降に合併した市町村においては、合併前の旧市町村内とする
- ・当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- ・営業所の専任技術者等と現場代理人及び主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること
- ・ICTの活用により、工事現場と当該営業所との間で常時連絡を取り得る体制にあること
- ・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- ・主任技術者の専任を要しない(建設業法第26条第3項に該当しない)工事であること

【留意事項】

- ・上記「1営業所の専任技術者等が1つの工事の専任を要する主任技術者又は監理技術者を兼務できる場合」との併用は不可。

※兼務の取扱いにあたっては、必ず「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」3 営業所の専任技術者又は経營業務の管理責任者と主任技術者等との兼務」を併せて参照のこと。

現 行 (R6.7)

営業所の専任技術者等と現場代理人及び主任技術者の兼務【当面の運用】

営業所の専任技術者等は、2つの工事の現場代理人及び専任を要しない主任技術者を兼務できる。

	営業所	工事Ⅰ	工事Ⅱ
請負代金額		4,000万円未満	4,000万円未満
営業所の専任技術者	A		
主任技術者		A	A
現場代理人		A	A

※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。

⇒

兼務届
不要
必要※

⇒

※営業所の専任技術者等が、営業所と1つの工事の現場代理人を兼務する場合、兼務届は不要

【適用条件】

- ・営業所と工事現場が同一旧市町村内(※)または営業所と工事現場間の直線距離が10km以内の徳島県が発注する2つの工事
 - ※:平成16年以降に合併した市町村においては、合併前の旧市町村内とする
- ・当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- ・営業所の専任技術者等と現場代理人及び主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること
- ・ICTの活用により、工事現場と当該営業所との間で常時連絡を取り得る体制にあること
- ・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- ・主任技術者の専任を要しない(建設業法第26条第3項に該当しない)工事であること

【留意事項】

- ※兼務の取扱いにあたっては、必ず「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」を併せて参照のこと。

現場代理人の兼務について(参考資料)

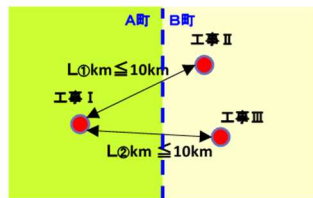
兼務要件(R6.5月以降)

兼務要件

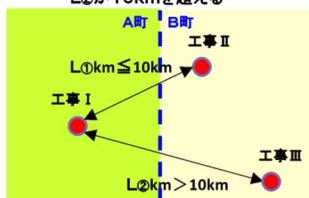
- ・同一市町村内(※1)又は工事間直線距離が10km以内の3つの工事
 - ※1:平成16年以降に合併した市町村においては、合併前の旧市町村内とする。
 - ※ 複数の市町村で現場代理人を兼務する場合、同一市町村内(※1)の全ての兼務工事と他市町村の兼務工事との工事間直線距離が10km以内を満たす必要がある。
 - ※ 災害復旧工事を特定の地域において多数発注する場合は、発注機関において別途定めることができる。
 - ※ 徳島県が発注する工事以外の工事も含む。
- ・当初請負代金額が4,0004,500万円未満の工事
 - ※ 兼務する全ての工事が、「災害復旧」や「防災・減災、国土強靱化」のため、同一河川において実施する河川工事、又は、及び工事間直線距離が1km以内の工事に限り、請負代金額の上限額の適用を除外することができる。ただし、監理技術者の配置を要する工事を除く。
- ・令和6年6月1日以降に入札公告又は指名通知する工事
 - ※兼務する他工事の契約時期は問わない。

ケース1:3つの工事で兼務が可能な場合(2市町村)

L①及びL②が10km以内



ケース2:2つの工事しか兼務できない場合(2市町村)

L①が10km以内
L②が10kmを超える

兼務可能ケース(工事I～Ⅲの当初請負代金額が4,0004,500万円未満の場合) 兼務可能ケース(工事I～Ⅲの当初請負代金額が4,0004,500万円未満の場合)

	工事I	工事II	工事III
現場代理人	A	A	A

	工事I	工事II	工事III
現場代理人	A	A	B

又は

	工事I	工事II	工事III
現場代理人	B	A	A

現場代理人の兼務について(参考資料)

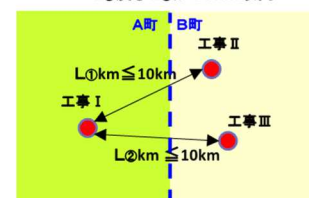
兼務要件(R6.5月以降)

兼務要件

- ・同一市町村内(※1)又は工事間直線距離が10km以内の3つの工事
 - ※1:平成16年以降に合併した市町村においては、合併前の旧市町村内とする。
 - ※ 複数の市町村で現場代理人を兼務する場合、同一市町村内(※1)の全ての兼務工事と他市町村の兼務工事との工事間直線距離が10km以内を満たす必要がある。
 - ※ 災害復旧工事を特定の地域において多数発注する場合は、発注機関において別途定めることができる。
 - ※ 徳島県が発注する工事以外の工事も含む。
- ・当初請負代金額が4,000万円未満の工事
 - ※ 兼務する全ての工事が、「災害復旧」や「防災・減災、国土強靱化」のため、同一河川において実施する河川工事、又は、及び工事間直線距離が1km以内の工事に限り、請負代金額の上限額の適用を除外することができる。ただし、監理技術者の配置を要する工事を除く。
- ・令和6年6月1日以降に入札公告又は指名通知する工事
 - ※兼務する他工事の契約時期は問わない。

ケース1:3つの工事で兼務が可能な場合(2市町村)

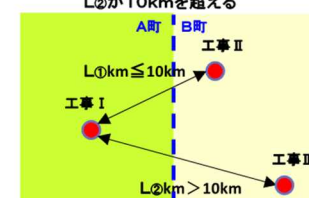
L①及びL②が10km以内



兼務可能ケース(工事I～Ⅲの当初請負代金額が4,000万円未満の場合)

	工事I	工事II	工事III
現場代理人	A	A	A

ケース2:2つの工事しか兼務できない場合(2市町村)

L①が10km以内
L②が10kmを超える

兼務可能ケース(工事I～Ⅲの当初請負代金額が4,000万円未満の場合)

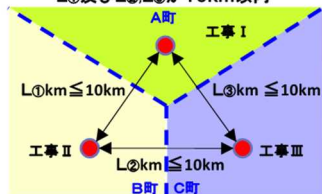
	工事I	工事II	工事III
現場代理人	A	A	B

又は

	工事I	工事II	工事III
現場代理人	B	A	A

朱書

現場代理人の兼務について(参考資料)

ケース3:3つの工事で兼務が可能な場合(3市町村)
L①及びL②、L③が10km以内

兼務可能ケース(工事Ⅰ～Ⅲの当初請負代金額が4,0004,500万円未満の場合)

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
現場代理人	A	A	A

ケース4:2つの工事しか兼務ができない場合(3市町村)
L①及びL②が10km以内、L③が10kmを超える

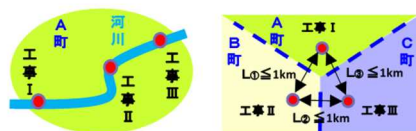
兼務可能ケース(工事Ⅰ～Ⅲの当初請負代金額が4,0004,500万円未満の場合)

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
現場代理人	A	A	B

 又は

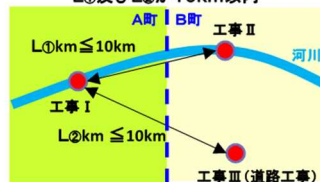
	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
現場代理人	B	A	A

ケース5:3つの工事で兼務が可能な場合



兼務可能ケース(工事Ⅰ～Ⅲの当初請負代金額が4,0004,500万円以上の場合)

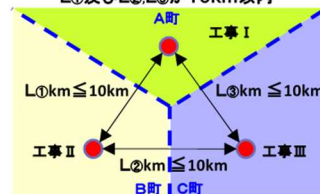
	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
現場代理人	A	A	A

ケース6:2つの工事しか兼務できない場合(同一河川、2市町村)
L①及びL②が10km以内

兼務可能ケース(工事Ⅰ～Ⅲの当初請負代金額が4,0004,500万円以上の場

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
現場代理人	A	A	B

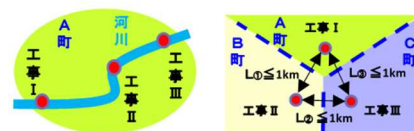
現場代理人の兼務について(参考資料)

ケース3:3つの工事で兼務が可能な場合(3市町村)
L①及びL②、L③が10km以内

兼務可能ケース(工事Ⅰ～Ⅲの当初請負代金額が4,000万円未満の場合)

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
現場代理人	A	A	A

ケース5:3つの工事で兼務が可能な場合



兼務可能ケース(工事Ⅰ～Ⅲの当初請負代金額が4,000万円以上の場合)

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
現場代理人	A	A	A

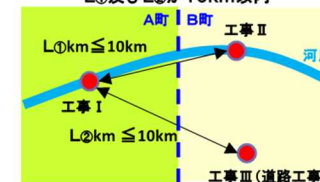
ケース4:2つの工事しか兼務ができない場合(3市町村)
L①及びL②が10km以内、L③が10kmを超える

兼務可能ケース(工事Ⅰ～Ⅲの当初請負代金額が4,000万円未満の場合)

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
現場代理人	A	A	B

 又は

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
現場代理人	B	A	A

ケース6:2つの工事しか兼務できない場合(同一河川、2市町村)
L①及びL②が10km以内

兼務可能ケース(工事Ⅰ～Ⅲの当初請負代金額が4,000万円以上の場合)

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
現場代理人	A	A	B

改定後 (R7.2)

朱書 特定専門工事における主任技術者の配置(参考資料)

対象とする工事 (業法26条の3第2項)

特定専門工事は、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして、**型枠工事** (大工工事又はとび・土工・コンクリート工事のうち、コンクリートの打設に用いる型枠の組立てに関する工事) または**鉄筋工事**が対象

下請契約の請負代金の額 (業法26条の3第2項)

政令で定める額未満→特定専門工事に係る下請契約の請負代金が**4,000円、500万円未満**の工事 (下請契約が2以上あるときは合計額)

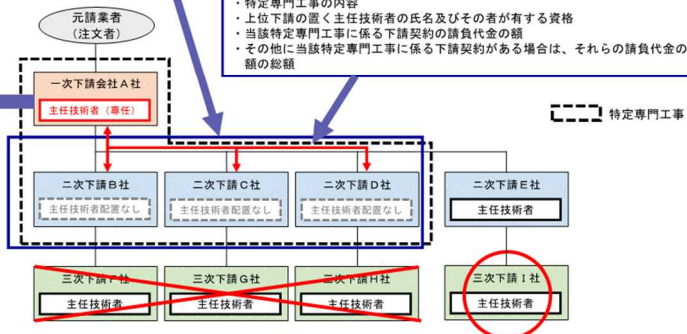
手続き (業法26条の3第1.3.4.5項)

工事を注文する者 (一次下請A) と工事を請け負う者 (二次下請B、C、D社) が以下の事項を記載した書面において**合意**をする必要がある。この際、一次下請Aは注文者の書面による**承諾**を得る必要がある。

- ・特定専門工事の内容
- ・上位下請の置く主任技術者の氏名及びその者が有する資格
- ・当該特定専門工事に係る下請契約の請負代金の額
- ・その他に当該特定専門工事に係る下請契約がある場合は、それらの請負代金の額の総額

配置される主任技術者の要件 (業法26条の3第6項)

- ・特定専門工事と同一の種類の建設工事に関して**1年以上の指導監督的な実務経験**を有すること。
- ・当該特定専門工事の工事現場に**専任**で配置できること。



再下請の禁止 (業法26条の3第8項)

主任技術者を置かないこととした下請負人 (二次下請B、C、D社) は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。
⇒違反した場合、監督処分の対象となる。 ※主任技術者を置いている (制度を利用していない) 下請は再下請可能。

現行 (R6.7)

特定専門工事における主任技術者の配置(参考資料)

対象とする工事 (業法26条の3第2項)

特定専門工事は、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして、**型枠工事** (大工工事又はとび・土工・コンクリート工事のうち、コンクリートの打設に用いる型枠の組立てに関する工事) または**鉄筋工事**が対象

下請契約の請負代金の額 (業法26条の3第2項)

政令で定める額未満→特定専門工事に係る下請契約の請負代金が**4,000万円未満**の工事 (下請契約が2以上あるときは合計額)

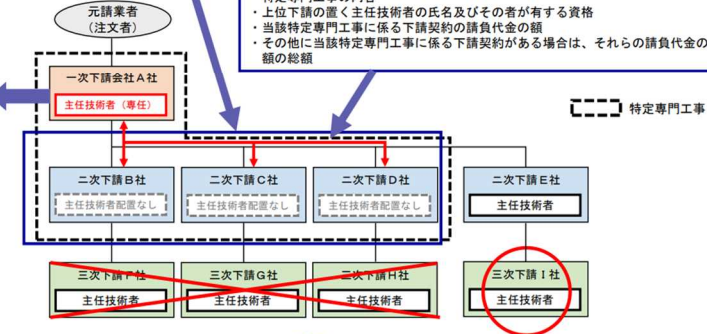
手続き (業法26条の3第1.3.4.5項)

工事を注文する者 (一次下請A) と工事を請け負う者 (二次下請B、C、D社) が以下の事項を記載した書面において**合意**をする必要がある。この際、一次下請Aは注文者の書面による**承諾**を得る必要がある。

- ・特定専門工事の内容
- ・上位下請の置く主任技術者の氏名及びその者が有する資格
- ・当該特定専門工事に係る下請契約の請負代金の額
- ・その他に当該特定専門工事に係る下請契約がある場合は、それらの請負代金の額の総額

配置される主任技術者の要件 (業法26条の3第6項)

- ・特定専門工事と同一の種類の建設工事に関して**1年以上の指導監督的な実務経験**を有すること。
- ・当該特定専門工事の工事現場に**専任**で配置できること。



再下請の禁止 (業法26条の3第8項)

主任技術者を置かないこととした下請負人 (二次下請B、C、D社) は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。
⇒違反した場合、監督処分の対象となる。 ※主任技術者を置いている (制度を利用していない) 下請は再下請可能。